

呉市発注工事における主任技術者等の適正配置について

令和 7 年 2 月 1 日
呉市財務部契約課
呉市都市部技術監理室

本市では、建設工事の適正な施工を確保するために、建設業法に基づく主任技術者、監理技術者並びに現場代理人（以下「主任技術者等」という。）の適正配置について、令和 7 年 2 月 1 日から次のとおり取扱います。

1 主任技術者等の役割

- (1) 主任技術者は、建設工事の適正な施工を確保するため、工程管理、品質管理、安全管理及び指導監督等、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理を行います。工事を施工するために必要な技術者資格を有する必要があります。
- (2) 監理技術者は、主任技術者としての役割に加えて、下請の指導・監督、複雑化する工程管理など総合的な役割を果たします。監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する必要があります。
- (3) 現場代理人は、受注者の代理人として、工事現場の運営・取締りなど、工事の施工に関する一切の事務を処理し、通常工事現場に常駐することとされています。

2 主任技術者等の基本的条件

(1) 雇用関係の要件

基準日において、所属建設業者と直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない一定の権利義務関係（賃金・労働時間等））が存在すること。（在籍出向者及び派遣社員については、直接的な雇用関係を有する者とはいえません。）

専任を要する主任技術者及び監理技術者については、併せて恒常的な雇用関係が必要となります。恒常的な雇用関係とは、基準日において、引き続き 3 か月以上の雇用関係があることをいいます。ただし、専任配置を入札参加資格要件としていない工事については、恒常的な雇用関係を必要としません。

契約方法等による区分		基準日
入札案件	事後審査	開札日の前日
	事前審査	入札参加申請日の前日
随意契約案件（少額工事等）		見積書提出日の前日

(2) 確認書類

ア 株式会社、有限会社等の会社組織又は常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所の場合

証 明 書 類 (写し可)		雇用関係の 認定日	注意事項
原 則 ※どちらか 一方を提出	健康保険被保険者証（所属する建設業者 名が記載されているもの） ※令和7年12月1日まで雇用確認書類 として添付可	交付日	市町村の国民健康保険証は該当 しません。
	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	最新の（必要に応じて前年度も）通知書の通知日	
健康保険・厚生年金への加入手続き中の場合	社会保険被保険者資格取得届（年金事務所の受付の印があるもの）	年金事務所の受付印の日付	上記の決定通知書交付後、写しを監督員に提出のこと。
上記によらない場合	住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書	市町村発行の決定通知書の発行日	
上記によらない場合	雇用証明書等（氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり代表者印が押印されたもの）	雇用開始の日付	
その他	公的機関の発行した書類で雇用を確認できるもの （例）監理技術者証など		個別にお問い合わせください。

イ 従業員5人未満を雇用する個人事業所又は後期高齢者医療制度被保険者の場合

証 明 書 類 (写し可)		雇用関係の 認定日	注意事項
原 則	住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書	市町村発行の決定通知書の発行日	後期高齢者医療被保険者の場合、後期高齢者被保険者証も併せて提出してください。
上記によらない場合	青色事業専従者給与に関する届出書（税務署受付印のあるもの）	税務署受付印の日付	
上記によらない場合	雇用証明書等（氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり代表者印が押印されたもの）	雇用開始の日付	
その他	公的機関の発行した書類で雇用を確認できるもの （例）監理技術者証など		個別にお問い合わせください。

3 技術者の専任配置を必要とする工事

(1) 対象工事

ア 設計金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事については、技術者の専任配置が必要となります。入札（見積）の結果、請負代金額が

4, 500万円（建築一式工事は9, 000万円）を下回っていても専任配置を必要とします。

また、設計金額が9, 000万円以上の工事については、監理技術者の専任配置が必要となります。

イ 入札参加資格要件として専任配置を義務づけた工事については、専任配置が必要となります。

(2) 監理技術者の配置について

ア 監理技術者を専任配置しなければならない工事

(ア) 特定建設業許可を有する建設業者が、5, 000万円（建築一式工事は8, 000万円）以上を下請負契約（一次下請に係る下請負契約総額）して施工する工事

(イ) 原則設計金額9, 000万円以上の工事

イ 監理技術者の途中交代

監理技術者の途中交代は、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、原則認められません。監理技術者の死亡又は退職など真にやむを得ない場合のみ工事担当課と事前協議してください。

なお、主任技術者の交代についても事前に協議をしてください。

(3) 技術者の配置条件

専任配置された技術者を別工事の主任技術者等として配置しないこと。

なお、建設業法第26条第3項第1号に該当する場合は兼務が可能となります。

4 技術者の専任配置を必要としない工事

(1) 対象工事

設計金額4, 500万円（建築一式工事は9, 000万円）未満の工事

(2) 技術者の配置条件

ア 配置する技術者が兼務できる件数は、当該案件を含め3件以内であること。

イ 別工事の現場代理人として配置しないこと（現場代理人の常駐緩和が認められる場合を除く。）。

ウ 専任配置を必要とする工事の技術者でないこと。

5 一般競争入札（事前審査方式）の入札参加申請時における配置予定技術者の要件

一般競争入札（事前審査方式）の入札参加申請においては、配置予定技術者を3人（入札公告において、工場製作期間と現地施工期間で別の技術者を配置することを認める工事については、それぞれの過程ごとに3人）まで届け出ることができます。

複数の配置予定技術者を届け出た場合、契約後は届け出た技術者の中から1人を配置すれば良いものとします。

なお、入札参加申請書の提出期限の翌日以降は、配置予定技術者の変更は認めませんが、複数の配置予定技術者を届け出ている場合に限り、届け出ている配置予定技術者から1人以上を残して、取り下げることができるものとします。

また、建設業法第26条第3項第1号の規定により、配置予定技術者を兼務する場合は、呉市が指定する書類を事前審査資料として提出すること。

6 一般競争入札（事後審査方式）の資格要件確認書類提出時における配置技術者の要件

一般競争入札（事後審査方式）の資格要件確認書類提出時において、専任配置を条件とする案件の配置技術者については、契約日において手持ち工事がなく、かつ他の建設工事の配置予定技術者になっていないこと。

なお、建設業法第26条第3項第1号の規定により、配置予定技術者を兼務する場合は、呉市が指定する書類を事後審査資料として提出すること。

また、専任配置を条件としない案件の配置技術者については、契約日において、当該工事を含め4件以上の建設工事の配置技術者及び配置予定技術者（他の建設工事の入札参加申請におけるもの）になっていないこと。

7 主任技術者等の配置期間

現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届に記入された主任技術者等は、原則工期末まで配置しなければなりません。ただし、工期の終期が到来する前にその完成検査が終了した場合の配置期間は、完成検査の日までとします。

8 主任技術者等の取扱いの区分

区分	配置状況	雇用関係について	雇用の時期について
現場代理人	3件まで兼務可能（兼務要件をみたす場合のみ。） ＊3件すべて請負代金額4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）の工事であること。	直接的な雇用関係 （※出向・派遣不可）	事後審査：開札日の前日において雇用関係があること。 事前審査：入札参加申請日の前日において雇用関係があること。
専任を要しない主任技術者	3件まで兼務可能 ＊3件すべて設計金額4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）の工事であること。		随意契約：見積書提出日の前日において雇用関係があること。
専任を要する主任・監理技術者	専任配置（ただし、建設業法第26条第3項第1号に該当する場合は2件まで兼務可。） ＊設計金額4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の工事 ＊監理技術者は、原則設計金額9,000万円以上の工事	直接的かつ恒常的な雇用関係 （※出向・派遣不可）	事後審査：開札日の前日以前に継続して3か月以上の雇用関係があること。 事前審査：入札参加申請日の前日以前に継続して3か月以上の雇用関係があること。 随意契約：見積書提出日の前日以前に継続して3か月以上の雇用関係があること。

9 現場代理人の常駐緩和

(1) 常駐緩和要件

現場代理人の配置については、呉市建設工事請負契約約款第10条第2項の規定により工事現場に常駐を求めています。

ただし、監督員と携帯電話等で常に連絡が取れるなど、発注者との連絡体制を確保し、また監督員の求めにより速やかに工事現場に向かうなどの適切な対応を可能とした場合は、呉市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定に該当するものとして認め、次の期間においては、常駐を緩和します。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 呉市建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ 工事現場が完成し、完成届提出後検査までの期間

オ その他、特に発注者が認めた期間

(2) 現場代理人の兼務要件

次の工事においては、呉市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定によるものとして、現場代理人の常駐を緩和し兼務を認めます。

なお、イ・ウの工事をアに適用する場合の請負代金額は、本体(主体)工事と付帯(関連)工事の合計額とし、件数は、合わせて1件としてカウントします。

ア 次の条件をすべて満たす場合は、3件まで兼務可能とする。

(ア) 監督員と携帯電話等で常に連絡が取れるなど、発注者との連絡体制を確保し、監督員の求めにより速やかに工事現場に向かうなどの適切な対応が可能なこと。

(イ) 呉市内の公共工事の請負代金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満であること。

(ウ) 兼務する公共工事が呉市発注工事以外の場合は、兼務する工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

イ 工期が重複し、工事の一体性が認められる本体工事と付帯工事。

ウ 工事の一体性を認めて発注した合冊入札案件における主体工事と関連工事。

10 主任技術者等の兼務工事の届出

主任技術者等の兼務工事がある場合は、呉市建設工事監督要領第12条第1項に規定する「現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届(様式第3号)」に兼務する工事に関する事項を記載して、工事担当課へ提出してください。

なお、兼務する公共工事が呉市発注工事以外の場合は、兼務する工事の発注者の承認を証する書面の写しを添付してください。

また、建設業法第26条第3項第1号の規定により、主任技術者・監理技術者を兼務する場合は、呉市が指定する書類を工事担当課に提出すること。

1 1 災害復旧工事における主任技術者等の兼務制限の緩和について

主任技術者		現場代理人	
設計金額（税込）	兼務制限	請負代金額（税込）	兼務制限
1億円以上 [2億円以上]	兼務不可	1億円以上 [2億円以上]	兼務不可
1億円未満 4,500万円以上 [2億円未満 9,000万円以上]	専任配置 ただし、建設業法第26条第3項第1号に該当する場合は2件まで可 【緩和】 3件以内 災害復旧工事を含む場合に限る。 （通常工事は1件のみとする。ただし、建設業法第26条第3項第1号に該当する場合は2件まで可） ※要件2を満たす場合に限る	1億円未満 4,500万円以上 [2億円未満 9,000万円以上]	兼務不可 【緩和】 3件以内 災害復旧工事を含む場合に限る。 （通常工事は1件のみとする） ※要件1、2を満たす場合に限る
4,500万円未満 [9,000万円未満]	3件以内 【緩和】 3件以内 災害復旧工事は、件数としてカウントしない。ただし、4500万円以上の工事を兼務する場合のみ、件数としてカウントする。	4,500万円未満 [9,000万円未満]	3件以内 ※要件1を満たす場合に限る 【緩和】 3件以内 ※要件1を満たす場合に限る 災害復旧工事は、件数としてカウントしない。ただし、4500万円以上の工事を兼務する場合のみ、件数としてカウントする。

【留意事項】

- ・建設業法第26条第3項第1号の規定による専任配置の特例により兼務できる要件については、監理技術者制度運用マニュアルに準じるものとする。
- ・兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。
- ・主任技術者における設計金額の〔 〕内の金額は、建築一式工事の場合を示す。
- ・兼務の条件及び手続きについては、入札公告、共通仕様書及び特記仕様書を確認すること。

※要件1

- ・監督員と携帯電話等で常に連絡が取れるなど、発注者との連絡体制を確保し、監督員の求めにより速やかに工事現場に向かうなどの適切な対応が可能なこと。
- ・呉市内の公共工事の請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満であること。
ただし、災害復旧工事を含む場合は、1億円未満であること。
- ・兼務する公共工事が呉市発注工事以外の場合は、兼務する工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

※要件2

- ・兼務する工事と密接な関係があり、兼務する全ての工事箇所の間隔が15km程度以内
- ・密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む。）をいう（監理技術者を除く）。
- ・兼務の申請に際して、施工にあたり相互に調整を要する工事として兼務を申請する場合は、資材の調達先、下請けの予定を明らかにできること。
- ・既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面の写しを提出できること。
（発注者が呉市以外の場合のみ）